

後見センターだより（第33回）

1 はじめに

後見等¹事件の記録を閲覧・謄写（以下「閲覧等」という。）することは、後見人等²の事務遂行のため不可欠であり、本人や親族にとっても、事件記録内の利害関係のある情報にアクセスするための重要な手段といえます。一方、家事事件手続は原則非公開とされており、家事事件の記録は家庭や親族に関する情報が多く含まれることに照らせば、その閲覧等に当たっては、開示により侵害されるプライバシーや生活上の利益等への配慮が欠かせません。

今回の後見センターだよりでは、事件記録の閲覧等の要請とプライバシー等の利益の調整を図る家事事件手続法（以下「家事法」という。）上の閲覧等の規律を概観した上で、事件記録に非開示を希望する情報が含まれている場合の手続（非開示希望の申出）につき実務上の留意点を説明します。

2 閲覧等請求の概要

（1）事件記録の閲覧等に関する規定

事件記録の閲覧等については、家事法47条に規定があり、当事者又は利害関係を疎明した第三者は、家庭裁判所の許可を得て、裁判所書記官に対し、家事審判事件の記録の閲覧等を請求することができます（同条1項）。事件記録の閲覧等請求を希望する者は、家庭裁判所に対し閲覧等許可の申立てをすることになりますが、その規律は、申立人が「当事者」であるか「利害関係を疎明した第三者」であるかにより、以下のとおり区別されています。

（2）「当事者」からの閲覧等請求

ア 家事法47条の「当事者」

家事法における当事者は、形式的な意味での当事者である申立人及び相

¹ 成年後見、保佐、補助、未成年後見を総称して「後見等」という。

² 成年後見人、保佐人、補助人及び未成年後見人を総称して「後見人等」という。

手方を指すところ、後見等事件においては対立当事者である相手方は想定されないため、当事者といえば基本的に当該事件の申立人を指します。後見等事件における実例は少ないですが、当事者参加人及び利害関係参加人もまた、当事者と同じ権能により、事件記録の閲覧等請求をすることがあります（利害関係参加人につき家事法42条7項）。

なお、本人は、審判の効力を受ける立場ではありますが、申立人又は参加人でない限り、当事者には当たりません。

イ 「当事者」による閲覧等許可申立て

家庭裁判所は、当事者の閲覧等許可の申立てに対しては、原則としてこれを許可しなければならないとされています（家事法47条3項）。当事者にとって、事件記録の閲覧等は、自らの主張や裁判資料の提出等の手続行為の前提となるもので、手続進行上重要な意義を有すると考えられているからです。

もっとも、家庭裁判所は、例外として、当該情報の開示により当事者又は第三者の私生活又は業務の平穏を害するおそれがある場合など、家事法47条4項に列挙される事由（以下「不許可事由」という。）が認められるときは、閲覧等許可の申立てを許可しないことができます。不許可事由としては、例えば、本人が親族から虐待を受けていたため居所を明かせない場合や、親族間紛争が激しく、一方親族の住所等を明かすと対立親族からの攻撃的な言動が予想される場合などが挙げられます。

ウ 即時抗告の可否

当事者がした閲覧等許可申立てを却下した裁判に対しては、即時抗告をすることができます（家事法47条8項）。

(3) 「利害関係を疎明した第三者」からの閲覧等請求

ア 家事法47条の「利害関係を疎明した第三者」

申立人が家事法47条の利害関係を疎明した第三者に当たるかは、家庭

裁判所が事案に応じて判断します。

後見人等や後見監督人等は、事務遂行のために事件記録の閲覧が必要ですから、前記利害関係が認められ、利害関係を疎明した第三者として閲覧等許可申立てを行うことになります。そのほか、実務上は、本人、親族、本人の破産管財人、本人死亡後の相続人や相続財産管理人、本人の相続人の不在者財産管理人等が、利害関係を疎明した第三者として同申立てをする例がみられます。⁵

イ 「利害関係を疎明した第三者」による閲覧等許可申立て

家庭裁判所は、利害関係を疎明した第三者から閲覧等許可申立てがあつた場合において、相当と認めるときは、これを許可することができます（家事法47条5項）。当事者のような手続保障の要請がないことから、原則許可するという定めにはなっておらず、許否の判断は、事案に応じた家庭裁判所の適正な裁量に委ねられています。¹⁰

弁護士が後見人等として閲覧等許可を申し立てたときは、実務上、相当広範囲で許可しているものと思われます³。後見人等が適切に後見等事務を遂行するためには、本人の生活上の情報を広く、正しく把握することが必要不可欠と考えられるからです。¹⁵

そのため、同じ利害関係を疎明した第三者であっても、弁護士がその他の立場（親族の手続代理人等）で閲覧等許可を申し立てた場合とは、自ずと許可される範囲は異なることになります。²⁰

ウ 即時抗告の可否

前記イと同様の理由から、利害関係を疎明した第三者の閲覧等許可申立てを却下した裁判に対しては、即時抗告をすることができません（家事法47条8項参照）。

³ 実感としては、殆ど制限なく閲覧等を許可している印象である。

3 事件記録について

(1) 後見等事件の記録の特徴

後見等事件は、後見等開始審判申立事件に始まり、職権で立件される監督処分事件、後見人等が申し立てる報酬付与申立事件や居住用不動産処分許可申立事件等、様々な事件が積み重なっていくという特徴があります。

これらはいずれも同一の本人に関する後見等の事件ですが、あくまで個別の事件であり、事件ごとに事件記録が作成されますから、各事件の記録につき閲覧等許可が申し立てられた場合、その申立人が「当事者」及び「利害関係を疎明した第三者」のいずれに当たるかは、事件ごとに判断されます（職権で立件された監督処分事件のように当事者がいない事件もあります。）。したがって、後見等開始審判申立事件の申立人であったとしても、自身が申し立てていないその後の事件の記録については、利害関係を疎明した第三者として閲覧等申立てができるにとどまり、却下されても不服申立てはできません（当事者の該当性を事件単位で判断した例として、近時の判例を後記4で紹介します。）。

(2) 事実の調査

もっとも、別事件の記録であっても、家庭裁判所が当該記録につき事実の調査（家事法56条以下）を行った場合、当該調査部分については当事者として閲覧等を請求することができます。例えば、親族が後見人の解任を申し立てた場合、家庭裁判所は、解任事件の記録だけではなく、別事件である監督処分事件の記録中の財産目録を判断の資料とすることがあります。この場合、家庭裁判所は、その財産目録につき事実の調査を行うことになりますが、調査した部分は、解任事件の判断の基礎となり、その記録の一部として扱われます。このため、解任事件の申立人は、その財産目録についても、当事者として閲覧等を請求することができます。

なお、家庭裁判所は、事実の調査をした場合において、その結果の全てを

当事者に伝えるわけではなく、その結果が当事者による家事審判の手続の追行に重要な変更を生じ得るものと認めるときは、これを当事者及び利害関係参加人に通知しなければならないとされています（家事法63条）⁴。

4 判例紹介（令和4年6月20日最高裁第一小法廷決定（令和3年（許）第1 5 3号））

前記3(1)で説明した事件記録と当事者の該当性について、保佐開始の審判事件を本案とする保全事件で選任された財産管理者が家庭裁判所に提出した財産目録等は、上記保全事件の記録には当たらないとした近時の判例を紹介します。

(1) 事案の概要

Xは、実母の保佐開始の審判を申し立てるとともに、財産管理者の選任を求める審判前の保全処分を申し立て、家庭裁判所により財産管理者が選任されました。Xは、財産管理者が家庭裁判所に提出した財産目録及び財産状況の報告書等（以下「本件書面」という。）の謄写許可を申し立てましたが（以下「本件申立て」という。）、却下され、即時抗告を申し立てました。家庭裁判所は、Xは当事者に該当せず、本件申立てを却下した裁判に対して即時抗告をすることはできないから、上記即時抗告は不適法であるとして却下しました。Xは、これを不服として即時抗告しましたが、原審はこれを棄却しました。

Xは、本件書面は上記保全事件の記録に当たり、Xは当事者としてその謄写等の許可を申し立てることができ、これを却下した裁判に対しては適法に即時抗告をすると主張して抗告しました。

(2) 最高裁の判断

本決定は、財産管理者の選任等の保全処分を命ずる審判の効力によって、

⁴ 例えば、解任事件で申立人が後見人の財産管理の不正を解任事由として主張していたところ、これを否定する内容の別事件の財産目録等について事実の調査をした場合に、反論や追加資料提出の機会を与えるため、申立人に当該事実の調査の結果を通知することが考えられる。

保全処分の目的である本人の保護が図られることになるため、上記保全事件は、財産管理者を選任する審判の確定により終了するというべきであり、本件書面は、財産管理者の選任後における財産管理事務の適正を期することを目的として提出を求められるものであって、上記保全事件についての裁判所及び当事者の共通の資料となり得るものではないから、本件書面はXを当事者とする上記保全事件の記録には当たらないと判示しました。その上で、本件申立ては利害関係を疎明した第三者からの申立てであるから、これを却下した裁判に対するXの即時抗告は不適法であるとして、原審の判断を是認しました。

(3) 検討

本決定は保佐開始の審判前の保全処分に関するものですが、後見等開始審判申立事件においても、同様の問題が考えられます。後見等開始審判申立事件の申立人が、後見等開始の審判が確定した後に後見人等が提出する財産目録等の書面について、当事者として閲覧等を求めてきた場合などです。

後見等開始審判申立事件は、後見等を開始し本人を保護する目的で申し立てられるものですから、後見等開始の審判が確定すればその目的は達成され、同事件は終了します。よって、上記審判確定後に後見人等が家庭裁判所に提出する財産目録や報告書、連絡票等は、後見等開始審判申立事件の記録に当たらないと考えるべきです。そのため、後見等開始審判申立事件の申立人がこれらの書面につき閲覧等を求めたとしても、利害関係を疎明した第三者として閲覧等許可申立てができるにとどまり、却下されても不服申立てはできないと考えられます。

5 提出書面に非開示情報が記載されている場合の手続（非開示希望の申出等）

(1) 家庭裁判所への提出書類に関する留意点

家庭裁判所へ書類を提出するにあたっては、まず、書類に不要な個人情報が含まれていないかをよくご確認ください。不要な個人情報を事件記録に登

場させないことが大原則であり（マイナンバー等）、必要に応じてマスキング等の処理を施した上で提出することも検討してください。

専門職後見人又は申立手続代理人として、家庭裁判所への提出書類の中に、一定の者に対し開示しないことを希望する情報（以下「非開示希望情報」という。）がある場合は、非開示希望の申出をしていただくことになります。実務上、非開示希望情報としては、本人又は親族の住所、居所、就業場所等が多くみられます。申立ての背景に本人の虐待がある事案などは、申立てに至る経緯の全部又は一部が非開示希望情報とされることもあります。

後見等の事件記録に綴られる書類には様々なものがあり、申立書や報告書のみならず、診断書、調査報告書、官公庁からの照会資料、財産目録及び添付資料等にも、個人情報や申立てに至る経緯に関する情報が断片的に記載されていることがあります。提出前に、非開示希望情報が含まれていないか、今一度ご確認いただき、必要に応じて非開示希望の申出を行ってください。

(2) 非開示希望申出の留意点

非開示希望の申出は、申出書に非開示希望情報の範囲や非開示とする相手、非開示を希望する理由を記載して行います（当府HPの申出書式をご利用ください。）。非開示希望情報が具体的に特定されていない場合は、閲覧等請求に対する家庭裁判所の判断や、家庭裁判所における非開示希望情報の管理に支障を来す可能性があるため、具体的に特定して申出を行うようにしてください。

非開示希望の申出は、非開示希望情報を含む書類を提出する都度、個別に行っていただく必要があります。例えば、昨年の報酬付与申立時に同申出があったとしても、今年の報酬付与申立時にかかる申出がない場合、同じ情報が記載されていたとしても、今年の提出分につき当然に非開示希望がされているのと同一の扱いにはならないのでご注意ください。

(3) 非開示希望申出後の当該情報の扱い

5

非開示希望の申出及びその内容は、家庭裁判所が閲覧等許可申立ての許否を判断するに当たっての判断材料となります。当事者の申立てにあっては、前記不許可事由に当たるかどうかを判断するための資料となりますし、利害関係を疎明した第三者の申立てにあっては、開示を相当と認める範囲を判断するための資料となります。

10

実務上、非開示希望の申出がなされた場合には、その内容や非開示を希望するに至った事情を十分に考慮した上で閲覧等許可申立ての許否を判断しておりますが、当該手続における申立人の利害や手続保障の重要性にかんがみ、必ずしも要望どおりに非開示情報として扱われるとは限りませんので、ご注意ください。また、従前、非開示情報として閲覧等を不許可としていた情報であっても、事情の変化や当該手続における重要性等にかんがみ、非開示情報と扱われなくなる場合もあり得ます⁵。

6 おわりに

15

先に述べたとおり、後見等は、同一の本人につき、異なる時点・理由により様々な事件記録が積み重なっていく特徴があり、事件の係属中のみならず、終局後であっても、当該事件記録の内容につき、関係者において重要な利害を有することがあります。後見人等としては、閲覧等に関する家事法上の規律を理解し、様々な関係者が事件記録にアクセスする可能性があることを念頭に置きながら、情報管理に留意していただくことが重要となりますので、引き続きご理解とご協力を願い申し上げます。

20

なお、令和5年2月までに施行される改正民事訴訟法⁶133条以下において、新たに当事者間における氏名等の秘匿制度が設けられ、家事事件にも一部適用されることになっています⁷。対立当事者が想定されない後見等事件において同

⁵ 非開示を希望する必要がなくなったときは、非開示希望の申出の撤回を考慮すべきであろう。

⁶ 令和4年5月25日号外法律第48号。

⁷ 家事事件における同制度の案内は別途行う予定である。

制度が利用される場面はあまりないかもしれません、従前の非開示希望の申出との間で、要件・効果の違いやそれぞれのメリット・デメリットをご検討いただき、事案にふさわしい手続をご利用いただくようお願い申し上げます。

以上

今回は、報酬付与申立書作成時の留意点についてです。

1 報酬を求める対象期間について

報酬付与申立事情説明書に「報酬を求める対象期間」を記載していただきますが、後見等事務報告未了の期間が含まれていることがあります。報酬付与の審判は、裁判所に報告済みの事務が判断の対象になりますので、報酬を求める対象期間が後見等事務報告をしている期間内であるかご確認ください。

2 事務所名記載について

審判の結果は、報酬付与申立書の申立人欄を宛名として普通郵便でお知らせしております。申立人住所と同じビルに複数の法律事務所が存在する場合など、事務所名の記載がないために郵便物が返送されることがありますので、申立人欄には事務所名まで記載していただきますようご協力をお願いします。

3 最新書式の使用について

報酬付与申立書や後見等事務報告書の書式は必要に応じて改訂があります。申立ての際には、最新の書式を大阪家庭裁判所ホームページからダウンロードしてご使用ください。

以上